

東京都障害者グループホーム説明会

資料集

《令和8年度版》

令和8年4月～

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当

～ 目 次 ～

I 要領・通知

東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領（都加算）	P	2
「地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者の指定等について（通知）」	P	10
「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）」	P	12
「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」	P	14
「グループホームにおける食材料費等の取扱い等について（通知）」	P	18
「障害者グループホームの支援体制の確保に係る留意事項等について」	P	23
「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（通知）」	P	24
建物の所有者・管理者の皆様へ（建物の適法性に関する確認について）	P	33

II 運営費・施設整備等に関する補助制度

運営費に関する補助	P	39
施設整備費に関する補助	P	43
包括補助関連	P	51

III 人材確保・育成支援関連事業

人材育成関連事業	P	59
----------	---	----

IV 指定申請・変更届に係る提出書類一覧

指定申請関連	P	63
変更届出関連	P	65

V 障害福祉計画概要

障害福祉計画概要	P	66
----------	---	----

●お問合せ先●

○申請に関する事項は以下の担当までご連絡ください。

公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 障害福祉事業者指定室
TEL 03-6302-0286

○個別相談も行っております。電話・来庁どちらでも可。
来庁希望の場合、事前予約をお願いします。

○受付時間
月曜日から金曜日（祝日を除く）

○運営、制度に関する事項は以下の担当までご連絡ください。

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当
TEL 03-5320-4151
FAX 03-5388-1408
E-mail S1140702@section.metro.tokyo.jp

○区市町村に相談される場合は、各区市町村役所の障害福祉
主管課にお問合せください。

I 要領・通知

東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領

	20 福保障居第3985号
	平成21年 5月 21日
改正	21 福保障居第2842号
	平成22年 3月 17日
改正	23 福保障居第1338号
	平成23年 9月 29日
改正	24 福保障居第 483号
	平成24年 5月 1日
改正	24 福保障居第3605号
	平成25年 3月 29日
改正	25 福保障居第3197号
	平成26年 3月 31日
改正	26 福保障居第3082号
	平成27年 3月 31日
改正	29 福保障地第1954号
	平成30年 3月 31日
改正	30 福保障地第1343号
	平成30年11月 21日
改正	2 福保障地第1996号
	令和3年 3月 31日
改正	3 福保障地第 983号
	令和3年12月 1日
改正	5 福保障地第 414号
	令和5年 7月 1日
改正	6 福祉障地第 1号
	令和6年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所のうち、第2条に定める事業所(以下「グループホーム」という。)の安定的な運営を図るため、東京都内における支援事業の標準化を図り、もって障害者の地域社会における自立生活を助長することを目的とする。

(種類)

第2条 グループホームを次に掲げるものに分類する。

(1) 滞在型グループホーム(以下「滞在型」という。)

法第36条第1項の規定に基づき東京都知事または八王子市長(以下「知事等」という。)による指定を受けたグループホーム(次号の通過型としての指定を受けたものを除く。)

(2) 通過型グループホーム(以下「通過型」という。)

法第36条第1項の規定に基づき知事等による指定を受けたグループホームであって、別表1に定める基準を満たしており、東京都福祉局長(以下「局長」とい

う。)が通過型として指定したものの。

(支援事業の内容)

第3条 この事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 運営費の助成

グループホームの運営を支援するための助成をいう。

(2) 夜間支援体制に対する助成

グループホームにおいて、夜間支援を行った場合の助成をいう。

(3) グループホームの入居者に対する家賃助成事業

グループホームの入居者(滞在型に入居している知的障害者、身体障害者又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの(以下「難病患者等」という。)に限る。)が支払った家賃の一部に対する助成をいう。

(4) 施設借上費の助成

グループホームの入居者(精神障害者又は通過型の入居者に限る。)の居住する居室の家賃等に対する助成をいう。

(5) 開設準備経費の助成

グループホームに供するための共同生活住居(主たる対象が精神障害者であるものに限る。)を新設又は増設(グループホームの定員の増加に伴う新たな共同生活住居の設置をいう。)するために必要となる経費に対する助成をいう。

(6) 通過型グループホームに対する助成

前条第2号に基づく通過型の運営を支援するための助成をいう。

(7) 精神科医療連携体制に対する助成

グループホームが精神科医療との連携を行う体制を整備するために必要となる経費に対する助成をいう。

(援護の実施者)

第4条 前条に規定する事業の実施主体(以下「援護の実施者」という。)は、この要領に定めるもののほか、法第19条第2項の規定によりグループホームの入居者に対し支給決定を行った市町村とする。

(通過型の指定)

第5条 通過型の指定等は、次の各号に掲げる手続により行うものとする。

(1) 通過型を運営しようとする者(以下「申請者」という。)は、その運営開始前までに、東京都障害者通過型グループホーム指定申請書(別記第1号様式)及び通過型グループホーム運営取組方針(事業計画書)を局長に提出しなければならない。

(2) 局長は、前号の申請があったときは、申請者に係る障害者の自立促進の実績、実施能力等を審査の上、指定の可否を決定し、東京都障害者通過型グループホーム指定・不指定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(3) 通過型の事業を廃止しようとするときは、あらかじめ東京都障害者通過型グループホーム廃止届(別記第3号様式)により局長に届け出るものとする。

(4) 通過型の指定後に、別表1に定める基準を満たしていないことが判明した場合は、局長は、東京都障害者通過型グループホーム指定取消通知書(別記第4号様式)により当該通過型の指定を取り消すことができる。

(精神科医療連携体制の届出)

第5条の2 第3条第7号に規定する精神科医療連携体制に対する助成に係る届出については、次の各号に掲げる手続により行うものとする。

(1) 以下の要件を全て満たしているグループホームとして、あらかじめ精神科医療連携体制に係る届出書（別記第5号様式）を局長に届け出ること。

ア 精神科医療との十分な連携を図ることができる専門性を備えた専門職が配置されていること。

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）第15の1の4の3の規定により、看護職員配置加算について知事等に届け出たグループホームではないこと。

ウ 報酬告示第15の7の注7の規定により、医療連携体制加算（VII）について知事等に届け出たグループホームではないこと。

(2) 前号に定める要件のいずれかを満たさなくなった場合は、直ちに精神科医療連携体制に係る届出書（別記第5号様式）により局長に届け出るものとする。

（夜間支援体制の認定）

第6条 報酬告示第15の1の5の注1または注2の規定により指定共同生活援助事業所等の夜間支援体制に係る届出が行われているときは、夜間支援体制の認定を受けているものとみなす。

（運営費の助成）

第7条 運営費の助成は、次を標準として算定するものとする。

(1) 運営費の算定は月単位とし、その額は別表2-1に掲げる都加算日額単価に次号に定める処遇を行った日数（以下「基準日数」という。）を乗じて得た額とする

(2) 基準日数として算定できる日は、入居者に対して次の支援を行い、サービス提供記録にその支援内容を記録した日とする。ただし、これらの支援を行う旨をあらかじめ個別支援計画に記載していることを算定の要件とする。

ア 日常生活支援

イ 食事提供支援

ウ 介護等支援

エ 入院時における病院等との連絡調整等支援

オ 帰宅時における家族等との連絡調整等支援

カ その他入居者に対する支援

なお、エにおける支援とは、病院又は診療所を訪問し、入院期間中に被服等の準備や利用者の相談支援などの日常生活上の支援を行うことや、退院後の円滑な生活移行のための病院又は診療所との連絡調整を行うことなどをいう。オにおける支援とは、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行うことや、帰省期間中に家族等との連携により、居宅等における生活状況等を十分把握することなどをいう。

（夜間支援体制に対する助成）

第8条 夜間支援体制に対する助成に係る夜間加算の算定は月単位とし、その額は別表2-2に掲げる日額単価から国給付費額（夜間支援等体制加算（I）または夜間支援等体制加算（II）分に限る。）を控除した額を標準として算定するものとする。

（家賃助成）

第9条 援護の実施者が、グループホームの入居者（滞在型に入居している知的障害者、身体障害者又は難病患者等に限る。）の所得の状況に応じて、入居者が支払った家賃の一定額を助成する場合は、別表2-2の基準を標準として算定するものとする。

2 家賃の助成を受けようとする者は、家賃助成申請書（別記第6号様式）により援護の実施者に申請しなければならない。

3 援護の実施者は、入居者に対する家賃の助成を適当であると認めるとき又は不適当であると認めるときは、家賃助成承認・不承認通知書（別記第7号様式）により入居者あて通知するものとする。

（施設借上費の助成）

第10条 援護の実施者は、グループホームに対し、入居者（精神障害者又は通過型の入居者に限る。）の居住する居室の家賃等として施設借上費を助成する場合は、別表2-2の基準を標準として算定するものとする。

（開設準備経費の助成）

第11条 主たる対象が精神障害者であるグループホームに対する開設準備経費を助成する場合は、別表2-2の基準を標準として算定するものとし、援護の実施者は、グループホームが所在する市町村とする。

（通過型の助成）

第12条 通過型に対する助成は、次を標準として算定するものとする。

(1) 通過型加算

ア 通過型加算の算定は月単位とし、その額は別表2-2に掲げる日額単価に第7条に定める基準日数を乗じて得た額とする。

イ 入居者が退去した場合に支弁する額は、別表2-1に掲げる都基準額の「第7条(2)エ、オ、カ（区分1以下）」の欄及び通過型加算を当該退去した日から3か月経過した日の属する月の末日まで支弁することとし、この場合における援護の実施者は、グループホームが所在する市町村とする。

(2) 施設借上費

援護の実施者は、通過型に対し、施設借上費として別表2-2の基準により次に掲げるところにより支弁する。

ア 入居者の居住する居室の家賃、更新料及び礼金

入居者が入院し、6か月以内に退院が見込まれる場合は、6か月経過した日の属する月の末日まで支弁する。

イ 入居者が退去した居室の家賃、更新料及び礼金

入居者が退去した日から3か月経過した日の属する月の末日まで支弁することとし、この場合における援護の実施者は、グループホームが所在する市町村とする。

ウ 交流室の家賃、更新料及び礼金

交流室1室分を支弁することとし、この場合における援護の実施者は、グループホームが所在する市町村とする。

（精神科医療連携体制に対する助成）

第13条 精神科医療連携体制に対する助成に係る精神科医療連携体制加算は、次を標準として算定するものとする。

- (1) 算定は月単位とし、その額は別表 2-2 に掲げる日額単価に基準日数を乗じて得た額とする。
- (2) 対象者は、精神障害者として支給決定を受けている利用者とする。
- (3) 以下の要件を全て満たしていること。
 - ア 月 1 回以上、対象となる利用者が診療を受けている精神科医療機関との連携を行い、その記録を作成すること。
 - イ 利用者の状態を把握できるよう、適宜、ヒアリング等を行うこと。
 - ウ ア及びイに係る記録を 5 年間保存し、都又は区市町村から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

(補助の条件)

第 14 条 第 3 条第 1 号、第 2 号、第 6 号及び第 7 号に規定する助成は、助成の対象となるグループホームごとに、以下の各号の条件をいずれも満たしている場合に助成するものとする。

(1) 福祉サービス第三者評価の受審

- ア 福祉サービス第三者評価を 3 年に 1 回受審すること。この場合において、3 年の起算日は、最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月 1 日とする。
- イ アの規定は、平成 30 年 4 月 1 日以降新たに指定（指定更新を除く）を受けた事業所については、指定日から 3 年間は適用しない。
- ウ 受審が完了せずに 3 年を経過した場合は、起算日から 3 年を過ぎた月から受審が完了した月までのサービス提供分について、助成を受けることができない。

(2) 外部研修等受講

- ア 前年度に、事業所全体で一定数以上の世話人又は生活支援員が、当該グループホームを運営している法人以外の者による外部研修等を受講すること。この場合において、「一定数以上」とは事業年度の前年度の 4 月 1 日時点の事業所の定員数を 30 で除した数（小数点以下切り上げ）とし、また、「外部研修等」とは運営法人以外の方が当該グループホームの事業所外又は事業所内で実施する研修であり、主として障害理解に関する内容の研修とする。
 - イ アの規定は、平成 30 年 4 月 1 日以降新たに指定（指定更新を除く）を受けた事業所については、指定日を含む年度及びその翌年度は適用しない。
 - ウ アの規定を満たさない場合は、翌年度のサービス提供分について助成を受けることができない。
- ※ グループホーム運営事業者は、ユニットごとに、勤務している世話人又は生活支援員のうち一人以上が、年に 1 回以上外部研修等を受講するよう努めること。

(3) 事業計画の作成等

事業を運営するに当たり、具体的な事業内容を記載した事業計画をあらかじめ作成し、事業内容に変更が生じた場合は、適宜更新を行っていること。また、新たに指定を受ける場合や事業内容のうち定員に変更が生じる場合は、原則、都に事業計画を提出すること。

(4) 書類の保存

第 1 号及び第 2 号に係る書類を 5 年間保存すること。なお、第 1 号から第 3 号に係る書類について、都又は区市町村から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 5 月 21 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）において、現に東京都障害者グループホーム等支援事業実施要綱（平成 19 年 11 月 16 日付 19 福保障居第 1122 号）に基づく通過型の指定を受けているグループホームについては、この要領に基づく通過型の指定を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 3 月 17 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 5 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要領の適用の日の前日までに、障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 217 条に規定する一体型指定共同生活援助事業所を運営する者で、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 121 号）により改正される前の報酬告示第 9 の 2 の注に規定する夜間支援体制に係る届出が行われているときは、第 6 条（1）の認定を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 なお「東京都障害者グループホーム支援事業」は東京都内における支援事業の標準化を図ることが目的であることなどから、平成 27 年度から障害者施策推進区市町村包括補助事業により実施される「グループホーム地域ネットワーク事業」を運用している区市町村管内のグループホームは当事業に参加するよう努めなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、決定の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第 3 条第 7 号及び第 13 条の規定 平成 31 年 1 月 1 日
 - (2) 第 14 条第 1 号ア及びウの規定 令和 3 年 4 月 1 日
 - (3) 第 14 条第 2 号ア及びウの規定 令和 2 年 4 月 1 日

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

通過型指定基準等

I 精神障害者を主な対象とするグループホーム

1 通過型グループホーム

障害者が地域で自立した生活ができるよう、居住の場の提供と日常生活において必要な援助を行うとともに、グループホームから単身生活への移行を図るための取組や援助を行う。

単身生活への移行に当たっては、通過型グループホーム運営取組方針（事業計画書）や個別支援計画等により、概ね3年間で単身生活へ移行できるよう取り組むものとする（入居者が、正当な理由なく長期にわたり利用することはできないものとする。）。

なお、知事等による指定を受けたサテライト型住居（以下「国基準サテライト型住居」という。）及び報酬告示第15の2の注3の規定により、自立生活支援加算（Ⅲ）について知事等に届け出たグループホーム（以下「移行支援住居」という。）は通過型グループホームの対象から除外する。

2 入居対象者

都内に在住の障害者であって、次に掲げる基準に3以上該当しているものとする。

- (1) 日常生活を維持するに足りる収入があること。
- (2) 一定程度の自活能力があること。
- (3) 単身での生活又は家族での生活が困難又は適当でないこと。
- (4) 通院医療を継続していること。

3 定員等

ユニットごとに指定するものとし、1ユニット（サテライト型を含み、国基準サテライト型住居を除く。）の定員は4人から7人までとする。

4 設備基準

交流室として、入居者等が交流することができる場所を有していること。

5 職員配置基準

- (1) 職員等（顧問医を除く。）は、専ら当該通過型の職務に従事できる者をもって充てること。
- (2) 世話人、代替世話人及び顧問医をそれぞれ1名置くこと。（世話人は常勤とする。）
- (3) 世話人には精神保健福祉士又は社会福祉士等の国家資格を取得している者を配置すること。
- (4) 顧問医には障害者等の対応に関し相当の経験を有する者をもって充てること。

II 知的障害者を主な対象とするグループホーム

1 通過型グループホーム

障害者が地域で自立した生活ができるよう、居住の場の提供と日常生活において必要

東京都障害者グループホーム都単価表（運営費の助成）（令和6年4月1日～）

（単位：円）

類型	配置区分	人員配置 体制別 加算	障害支援区分等	都 加 算 日 額 単 価								
				1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地	5 級 地	6 級 地	7 級 地	その他	
介護サービス 包括型	4 対 1 相 当	I	第7条(2)ア、イ、ウ									
			区分6	1,706	1,922	1,977	2,140	2,248	2,465	2,628	2,790	
			区分5	1,564	1,736	1,779	1,906	1,992	2,164	2,292	2,420	
			区分4	1,397	1,542	1,578	1,687	1,759	1,903	2,011	2,120	
			区分3	1,147	1,266	1,295	1,384	1,444	1,563	1,652	1,740	
			区分2	1,139	1,224	1,244	1,308	1,350	1,434	1,497	1,560	
		区分1以下	187	266	285	344	384	462	521	580		
		III	個人ホームヘルプ(区分5)	0	0	0	0	10	134	228	320	
			個人ホームヘルプ(区分4)	107	219	248	333	389	502	587	670	
		I・III	第7条(2)エ、オ、カ									
			区分2以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	
		区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040		
	5 対 1 相 当	II	第7条(2)ア、イ、ウ									
			区分6	1,375	1,575	1,626	1,777	1,878	2,079	2,230	2,380	
			区分5	1,423	1,579	1,617	1,734	1,812	1,967	2,083	2,200	
			区分4	1,267	1,396	1,428	1,525	1,589	1,717	1,813	1,910	
			区分3	959	1,064	1,089	1,168	1,220	1,324	1,402	1,480	
			区分2	963	1,033	1,050	1,102	1,137	1,206	1,258	1,310	
		区分1以下	199	263	279	328	360	424	472	520		
		IV	個人ホームヘルプ(区分5)	0	0	0	0	0	0	29	110	
			個人ホームヘルプ(区分4)	0	85	109	182	230	326	399	470	
		II・IV	第7条(2)エ、オ、カ									
			区分2以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	
		区分1以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530		
6 対 1	II	第7条(2)ア、イ、ウ										
		区分6	1,757	1,947	1,995	2,138	2,233	2,424	2,567	2,710		
		区分5	1,806	1,951	1,987	2,096	2,168	2,313	2,421	2,530		
		区分4	1,650	1,768	1,798	1,886	1,945	2,064	2,152	2,240		
		区分3	1,319	1,413	1,437	1,507	1,555	1,649	1,720	1,790		
		区分2	1,312	1,371	1,387	1,431	1,461	1,520	1,565	1,610		
	区分1以下	558	613	626	667	694	749	790	830			
	IV	個人ホームヘルプ(区分5)	0	51	75	149	197	295	367	440		
		個人ホームヘルプ(区分4)	372	458	479	543	586	672	737	800		
	II・IV	第7条(2)エ、オ、カ										
		区分2以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480		
	区分1以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530			
体 験	II	第7条(2)ア、イ、ウ										
		区分6	1,311	1,539	1,596	1,767	1,881	2,109	2,280	2,450		
		区分5	1,216	1,397	1,443	1,578	1,668	1,849	1,985	2,120		
		区分4	1,096	1,249	1,287	1,402	1,479	1,632	1,746	1,860		
		区分3	729	859	891	990	1,055	1,185	1,283	1,380		
		区分2	849	941	964	1,034	1,080	1,172	1,241	1,310		
	区分1以下	0	0	5	70	114	200	265	330			
	IV	第7条(2)エ、オ、カ										
		区分2以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190		
	区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040			

な援助を行うとともに、都型通勤寮と連携して、安定した地域生活を送るための取組や援助を行う。

その際は、通過型グループホーム運営取組方針（事業計画書）や個別支援計画等により、概ね3年間で安定した地域生活へ移行できるよう取り組むものとする（入居者が、正当な理由なく長期にわたり利用することはできないものとする。）。

なお、国基準サテライト型住居及び移行支援住居は通過型グループホームの対象から除外する。

2 入居対象者

都内に在住の知的障害者であって、現に就労し、または就労することが可能な者

3 定員等

ユニットごとに指定するものとし、1ユニット（サテライト型を含み、国基準サテライト型住居を除く。）の定員は4人から7人までとする。

4 設備基準

交流室として、入居者等が交流することができる場所を有していること。

5 職員配置基準

- (1) 職員等は、専ら当該通過型の職務に従事できる者をもって充てること。
- (2) 世話人及び代替世話人をそれぞれ1名置くこと。（世話人は常勤とする。）
- (3) 世話人には社会福祉士の資格を取得している者を配置すること。

類型	配置区分	人員配置 体制別 加算	障害支援区分等	都 加 算 日 額 単 価								
				1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
外部サービス利用型	4対1相当	X III	第7条(2)ア、イ、ウ									
			区分2以上	1,383	1,461	1,480	1,538	1,577	1,654	1,712	1,770	
			区分1以下	233	311	330	388	427	504	562	620	
			第7条(2)エ、オ、カ									
	区分2以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190			
	区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040			
	5対1相当	X IV	第7条(2)ア、イ、ウ									
			区分2以上	1,184	1,247	1,263	1,310	1,342	1,405	1,453	1,500	
			区分1以下	234	297	313	360	392	455	503	550	
			第7条(2)エ、オ、カ									
	区分2以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480			
	区分1以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530			
6対1		第7条(2)ア、イ、ウ										
		区分2以上	1,508	1,563	1,576	1,617	1,644	1,699	1,740	1,780		
		区分1以下	558	613	626	667	694	749	790	830		
		第7条(2)エ、オ、カ										
区分2以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480				
区分1以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530				
体験		第7条(2)ア、イ、ウ										
		区分2以上	1,047	1,133	1,155	1,220	1,264	1,350	1,415	1,480		
		区分1以下	0	0	5	70	114	200	265	330		
		第7条(2)エ、オ、カ										
区分2以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190				
区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040				

類型	配置区分	人員配置 体制別 加算	障害支援区分等	都 加 算 日 額 単 価								
				1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
日中サービス支援型	3対1相当	V ・ VII	第7条(2)ア、イ、ウ									
			区分6	1,543	1,765	1,819	1,986	2,097	2,318	2,484	2,650	
			区分5	1,309	1,487	1,532	1,665	1,755	1,933	2,067	2,200	
			区分4	1,188	1,339	1,377	1,489	1,564	1,714	1,827	1,940	
			区分3	1,912	2,010	2,034	2,108	2,156	2,255	2,328	2,400	
			区分2	1,696	1,766	1,782	1,834	1,869	1,937	1,989	2,040	
		VII	区分1以下	627	694	710	761	794	860	910	960	
			XI ・ IX ・ XV ・ XVI ・ XVII	個人ホームヘルプ(区分5)	128	125	124	121	119	177	269	360
				個人ホームヘルプ(区分4)	177	287	315	399	454	564	647	730
		4対1相当	VI ・ VIII	第7条(2)ア、イ、ウ								
				区分6	1,555	1,775	1,831	1,997	2,108	2,328	2,494	2,660
				区分5	1,309	1,487	1,532	1,665	1,755	1,933	2,066	2,200
	区分4			1,188	1,339	1,377	1,489	1,564	1,715	1,828	1,940	
	区分3			1,820	1,920	1,945	2,020	2,070	2,170	2,245	2,320	
	区分2			1,510	1,585	1,603	1,659	1,696	1,770	1,825	1,880	
	VIII		区分1以下	557	627	643	695	729	798	849	900	
			XII ・ X ・ XVI ・ XVII	個人ホームヘルプ(区分5)	116	113	112	110	108	166	258	350
				個人ホームヘルプ(区分4)	177	287	315	398	454	564	647	730
	5対1		XVI ・ XVII	第7条(2)エ、オ、カ								
				区分2以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
				区分1以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530
		5対1		第7条(2)ア、イ、ウ								
				区分6	1,246	1,451	1,502	1,656	1,759	1,963	2,117	2,270
				区分5	1,202	1,365	1,404	1,525	1,606	1,768	1,889	2,010
区分4			1,070	1,205	1,237	1,338	1,406	1,539	1,639	1,740		
区分3			1,609	1,695	1,717	1,781	1,825	1,911	1,976	2,040		
区分2			1,287	1,349	1,363	1,409	1,439	1,500	1,545	1,590		
XVI ・ XVII		区分1以下	536	591	604	645	673	727	769	810		
		個人ホームヘルプ(区分5)	101	101	100	99	97	94	92	140		
		個人ホームヘルプ(区分4)	162	158	157	225	273	367	439	510		
体験	5対1	第7条(2)エ、オ、カ										
		区分2以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480		
		区分1以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530		
		体験	第7条(2)ア、イ、ウ									
			区分6	1,189	1,394	1,446	1,601	1,705	1,911	2,066	2,220	
			区分5	1,191	1,354	1,393	1,515	1,596	1,757	1,879	2,000	
	区分4		1,070	1,205	1,238	1,338	1,405	1,539	1,639	1,740		
	区分3		1,817	1,898	1,918	1,978	2,019	2,100	2,160	2,220		
	区分2		1,613	1,664	1,677	1,716	1,742	1,793	1,832	1,870		
	XVI ・ XVII	区分1以下	698	749	761	798	824	874	912	950		
		体験	第7条(2)エ、オ、カ									
			区分2以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	
区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040				

東京都障害者グループホーム都単価表（運営費以外の助成）

○加算（単価/日額）

項目	金額	摘要
通過型加算	800円	自立生活支援加算（Ⅲ）との併給は不可
夜間加算	991円	—
精神科医療連携体制加算	330円	平成31年1月1日から適用

○家賃助成（滞在型に入居している知的障害者、身体障害者又は難病患者等に限る。）

区分	入居者の所得額	摘要
1	月額73,000円 未満	月額24,000円 ただし、家賃の額が24,000円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。
2	月額73,000円 以上 97,000円 未満	月額12,000円 ただし、家賃の額が12,000円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。

※所得基準等は別表3による。

○施設借上費（精神障害者又は通過型の入居者に限る。）

施設借上費額	摘要
月額 69,800円 ただし、家賃の額が69,800円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。	① 入居者の居住する居室の家賃、更新料及び礼金 ② 生活保護対象者の住宅扶助は除く。

○施設借上費（通過型に限る。）

施設借上費額	摘要
月額 69,800円	1 入居者が退去した居室の家賃、更新料及び礼金 2 交流室（1室）の家賃、更新料及び礼金

○開設準備経費（主たる対象が精神障害者であるグループホームに限る。）

基準額	摘要
309,000円	○開設に必要な備品の購入費 ○備品購入に伴う設備工事費 ※援護の実施者は、グループホームが所在する市町村とする。

家賃助成算定基準

- (1) 所得額は、入居者の収入月額（収入として認定しないものに該当するものを除く。）から必要経費を控除した額とする。
- (2) 収入は、次のものをいう。
 - ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第26条第1項に定める不動産所得、第28条第1項に定める給与所得及び第33条第1項に定める譲渡所得
 - イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に定める公的年金給付
 - ウ 国及び地方自治体が支給する各種手当及び交通費給付
- (3) 収入として認定しないものは、次のものをいう。
 - 地方公共団体又はその長が支給する福祉的給付金のうち、支給対象者1人につき17,000円以内の額（月額）
- (4) 必要経費は、次のものをいう。
 - ア 社会保険料
 - イ 所得税
 - ウ 地方税
 - エ 交通費
 - オ 基礎控除
 (2)の収入から(3)を差し引いた額を基に、別表4「基礎控除額表」により算出した額

基礎控除額表

(単位:円)

収入金額(月額)別区分	控除額
0 ～ 15,000	収入額と同額
15,001 ～ 15,199	収入額と同額
15,200 ～ 18,999	15,200
19,000 ～ 22,999	15,600
23,000 ～ 26,999	16,000
27,000 ～ 30,999	16,400
31,000 ～ 34,999	16,800
35,000 ～ 38,999	17,200
39,000 ～ 42,999	17,600
43,000 ～ 46,999	18,000
47,000 ～ 50,999	18,400
51,000 ～ 54,999	18,800
55,000 ～ 58,999	19,200
59,000 ～ 62,999	19,600
63,000 ～ 66,999	20,000
67,000 ～ 70,999	20,400
71,000 ～ 74,999	20,800
75,000 ～ 78,999	21,200
79,000 ～ 82,999	21,600
83,000 ～ 86,999	22,000
87,000 ～ 90,999	22,400

収入金額(月額)別区分	控除額
91,000 ～ 94,999	22,800
95,000 ～ 98,999	23,200
99,000 ～ 102,999	23,600
103,000 ～ 106,999	24,000
107,000 ～ 110,999	24,400
111,000 ～ 114,999	24,800
115,000 ～ 118,999	25,200
119,000 ～ 122,999	25,600
123,000 ～ 126,999	26,000
127,000 ～ 130,999	26,400
131,000 ～ 134,999	26,800
135,000 ～ 138,999	27,200
139,000 ～ 142,999	27,600
143,000 ～ 146,999	28,000
147,000 ～ 150,999	28,400
151,000 ～ 154,999	28,800
155,000 ～ 158,999	29,200
159,000 ～ 162,999	29,600
163,000 ～ 166,999	30,000
167,000 ～ 170,999	30,400
171,000 ～ 174,999	30,800

収入金額(月額)別区分	控除額
175,000 ～ 178,999	31,200
179,000 ～ 182,999	31,600
183,000 ～ 186,999	32,000
187,000 ～ 190,999	32,400
191,000 ～ 194,999	32,800
195,000 ～ 198,999	33,200
199,000 ～ 202,999	33,600
203,000 ～ 206,999	34,000
207,000 ～ 210,999	34,400
211,000 ～ 214,999	34,800
215,000 ～ 218,999	35,200
219,000 ～ 222,999	35,600
223,000 ～ 226,999	36,000
227,000 ～ 230,999	36,400
231,000 ～	収入金額が 231,000円以上の 場合は、収入金額 が4,000円増加するこ とに400円増加

6 福祉障地第 1 2 3 2 号
令和 7 年 2 月 1 2 日

各障害福祉サービス事業者 管理者 殿

東京都福祉局障害部施策推進部長
加藤 みほ
(公印省略)

令和 7 年度地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者の指定等について (通知)

日頃から東京都の障害福祉施策に御理解御協力をいただき、ありがとうございます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、令和 6 年 4 月 1 日以降、都道府県が行う障害福祉サービス等の事業者指定等に対し、区市町村が意見を申し出ることができる仕組みが開始されたとあります。

これに伴い、各区市町村は、都道府県に対し障害福祉サービス等を実施しようとする事業者等から新規指定等の申請があった際、都道府県に対して申請があったことについて、「通知の求め」ができることとされました。

つきましては、「通知の求め」がある区市町村に所在する地域においては、指定申請に当たり、下記のとおり取り扱いますので、御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 指定申請前の事前相談について

都はこれまで訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）以外の障害福祉サービス等の指定申請を予定している事業者については、都への指定申請前に運営方針、職員体制、利用予定者数等について区市町村と事前相談を行っていただいていたが、「通知の求め」があった区市町村については、訪問系サービスについても、事前相談を行っていただくこととなります。

2 都への指定相談について

都（公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部障害福祉事業者指定室）への指定相談の際に、区市町村との事前相談の内容について議事録（別添参照。任意の様式でも可。）を提出願います。

3 都から区市町村への通知について

都は「通知の求め」があった区市町村において指定申請があった場合には、原則として、指定月前月の 5 日までに、以下の資料を区市町村に通知します。

(1) 指定申請書（第 1 号様式）

- ア 事業所の名称及び所在地
- イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名
- ウ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

(2) 資金収支予算書（訪問系サービスを除く。）

- ア 利用者の推定数

(3) 運営規定

(4) 障害者総合支援法第 36 条第 3 項又は児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 3 項非該当誓約書（役員一覧）

- ア 代表者の生年月日

(5) 図面

4 区市町村から都への意見の申出について

上記 3 の通知を受けた区市町村は、指定月前月の原則 15 日までに、以下の事項を記載した書類を都へ提出します。

(1) 意見の対象となる障害福祉サービス等の種類

(2) 概要する障害福祉サービス事業者等の名称

(3) 都が指定を行うに当たって条件を付すことを求める旨及びその理由

(4) 条件の内容

(5) その他必要な事項

5 指定及び条件の遵守状況について

都は、区市町村からの意見を勘案し、必要に応じ条件を付した上で指定等を行います。なお、条件を付した場合、その条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しができるとこととなっています。

6 通知の求めがあった区市町村について

東京都のホームページ及び東京都障害者サービス情報に掲載していますので、御確認いただき、手続きに遺漏がないよう、対応願います。

【東京都ホームページ】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyo/municipal-opinion>

【東京都障害者サービス情報】

<https://www.shougai.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=001-004>

7 事業者指定までの流れ

「通知の求め」のあった区市町村において、当該区市町村が求める障害福祉サービス等の指定申請をする際は、別紙 1 「新しい仕組みにおける事業者指定の流れ」を御参照ください。

8 その他

指定申請に当たり、不明な点がありましたら、別紙2「担当一覧」に記載の担当まで御連絡ください。

【担当】

東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 総合支援担当
電話 03 (5320) 4324

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長
梶野 京子
(公印省略)

施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

都においては、施設・事業所に対し、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組むようお願いしてきたところでありますが、昨年度も、常勤職員・非常勤職員問わず、支援員による利用者の行動を制止するために過度な有形力を行使した身体的虐待、支援員の乱暴な言葉かけによる心理的虐待、支援員による利用者からの預り金の着服といった経済的虐待等の事案が発生しております。

利用者に対する虐待及び不適切な支援は、利用者の身体及び人格を傷つける行為であるとともに、都における障害者（児）施設や居宅介護等の障害福祉サービス及びこれらを運営する法人に対する社会的信用を大きく損なうものであり、誠に遺憾であります。

都においては、障害者虐待について、個々の案件に応じて区市町村と連携して対応するとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施する等、障害者虐待防止に向けた取組を行っているところです。

障害者総合支援法に基づく運営基準及び障害者虐待防止法では、各施設・事業所の責務として、虐待防止等のための措置を講じることとされていると同時に、身体拘束の適正化の推進が義務付けられています（下記6参照）。

各施設・事業所におかれましては、日頃より、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組まれていることと存じますが、下記のとおり改めて確認、徹底していただきますようお願いいたします。

また、下記事項は、施設及び事業所が虐待防止体制を整備するにあたり、特に留意していただきたい事項をまとめたものです。上記取組の実施にあたっては十分参考にしていただきますようお願いいたします。

記

1 利用者の人権擁護・虐待防止のための体制について

- (1) 運営規程への定めと全職種の職員への周知
- (2) 虐待防止委員会（年1回以上）、虐待防止の担当者を設置する等の体制整備

◇虐待防止委員会の役割（運営基準等解釈通知より）

- ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

- (3) 倫理綱領・行動指針等の制定、虐待防止のための指針・虐待防止マニュアルの作成、及び虐待防止啓発掲示物や相談・通報・届出先掲示物等の周知徹底 など

◇虐待防止のための指針に規定する項目例（運営基準等解釈通知より）

- ・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ・虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ・虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ・施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ・虐待発生時の対応に関する基本方針
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

2 人権意識、知識や技術向上のための研修の実施について

- (1) 全職種の職員を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
- (2) 障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修
- (3) 事例検討
 - ※虐待防止のための研修は、年1回以上（新規採用時には必ず）実施すること
 - ※研修対象者については、常勤・非常勤に関わらず、また、福祉職の職員に限らず事務員・調理員・運転手等、全職種の職員について、受講させること
 - ※職場内研修のみならず、職場外研修の充実化も図ること

3 虐待を防止するための取組について

- (1) 管理者による日常的な支援場面の把握、風通しの良い職場づくり
- (2) 非常勤職員を含めた全職種の職員に対する虐待防止マニュアルの周知徹底
- (3) 全職種の職員に対する、定期的な虐待防止チェックリストの実施とその活用

4 通報義務について

障害者虐待（疑いを含む。）については、障害者虐待防止法に基づき区市町村（実施機関）へ通報する義務がありますので、必ず区市町村に通報した上で行政と連携して対応してください。

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きたときには「通報義務」があり「通報しない」選択肢はありません。区市町村虐待防止センターに通報し、区市町村、都道府県の事実確認をうけることが必要です。

- ※ 障害児入所施設に入所する児童への虐待については、児童福祉法に基づき、児童相談所もしくは区市町村子供家庭支援センターに通告します。
- ※ 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象となります。
- ※ また、虐待等を発見した職員が、直接区市町村等へ通報する場合、通報した職員は通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないこととされています。各施設・事業所におかれましては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、障害者虐待防止法に対する理解を深めてください。
- ※ 各施設・事業所におかれましては、区市町村へ通報後、事故報告書を作成いただき、事故報告フォームより、各担当宛に提出してください。

5 身体拘束の禁止について

障害者総合支援法に基づく運営基準では、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。やむを得ず身体拘束等を行うときは所定の手続き（①組織による決定と個別支援計画への記載、②本人・家族への十分な説明、③必要な事項の記録）を経るようご注意ください（詳細は「7 参考資料」記載の手引き参照）。

なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについても御留意願います。

6 運営基準の改正による取組の強化について

虐待防止の更なる推進と身体拘束の適正化の推進のため以下のとおり施設・事業所の取組が令和4年度より義務化されるとともに、令和6年度報酬改定において、新たな減算規定の創設及び減算額の増額など制度改正されておりますので、以上の取組とあわせ、運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

(1) 虐待防止について

- ① 虐待防止委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ② 従業者への定期的な研修の実施
- ③ 虐待の防止等のための担当者の設置

※ 虐待防止に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

(2) 身体拘束の適正化について

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④ 従業者への定期的な研修の実施

※ 身体拘束の適正化に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

7 参考資料

以下の厚生労働省ホームページのリンク先に掲載されている、障害者の虐待防止に係る通知及び手引き等についてもご確認願います。

厚生労働省ホームページリンク先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/index.html

<担当>東京都福祉局障害者施策推進部

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】
施設サービス支援課 障害者支援施設担当
電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

【就労移行支援・就労継続支援A型・B型・就労定着支援】
地域生活支援課 就労支援担当
電話 03-5320-4158 FAX 03-5388-1408

【共同生活援助（GH）・短期入所】
地域生活支援課 居住支援担当
電話 03-5320-4151 FAX 03-5388-1408

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】
地域生活支援課 在宅支援担当
電話 03-5320-4325 FAX 03-5388-1408

【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】
施設サービス支援課 児童福祉施設担当
電話 03-5320-4374 FAX 03-5388-1407

【都立施設・民間移譲施設（旧都立施設）】
施設サービス支援課 福祉施設運営担当
電話 03-5320-4157 FAX 03-5388-1407

【重症心身障害児（者）通所事業】
施設サービス支援課 療育担当
電話 03-5320-4376 FAX 03-5388-1407

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長
梶野 京子
(公印省略)

施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。
各施設・事業所におかれましては、日頃から利用者に対する安全の確保や、施設・事業所の管理体制の徹底等に取り組まれていることと存じます。

しかしながら、利用者の障害特性に起因した事故、職員の過失、施設・事業所の過失などによる事故は後を絶たない状況にあります。各施設・事業所におかれましては、改めて利用者に対する支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析と合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、事故防止対策を徹底していただくようお願いします。

上記対策を講じた上でも、万が一事故等が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、下記により都に対する報告をお願いいたします。特に、死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせがある事故は、速やかに電話等で都の各所管に報告をお願いします。

記

1 報告対象事故等

- ① 死亡事故（誤嚥によるもの等）
 - ② 入院を要した事故（持病による入院等は除く）
 - ③ （②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故
 - ④ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）
 - ⑤ 無断外出
 - ⑥ 感染症の発生
 - ⑦ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故
 - ⑧ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）
 - ⑨ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
 - ⑩ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）
 - ⑪ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）
 - ⑫ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの
- ※ 障害者虐待（疑いを含む）事案については、区市町村（障害児入所施設は児童相談所

もしくは区市町村子供家庭支援センター）への通報義務があります。
※ 事業者側の責任や過失の有無は問いません。

2 報告方法

事故報告書の提出は、事故報告書提出フォームによる報告を原則としますが、死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせが想定される事故等については、発生後直ちに各所管宛電話による報告をお願いします。

また、その後、可能な限り速やかに別紙様式例を参考に各所管提出フォームに事故報告書（第 1 報）の御提出をいただいた上で、その後続報を提出してください。

事故等に応じて、東京都への報告に加え、保護者・区市町村（原則として実施機関）・関係機関（警察・消防・保健所等）への連絡も行ってください。

※ 1 事故の状況等によっては、現地確認を実施する場合があります。

※ 2 事故報告書のファイル名を「【事故報告】施設・事業所名（サービス種別*）第〇報」としてください。

*多機能型事業所等の場合は事故に係るサービス種別を記載

(例)【事故報告】〇〇福祉園（生活介護）第 1 報

3 自然災害発生の際の東京都への報告

近年、台風や地震などの大規模な自然災害が多く発生しています。日頃から、災害等への備えを進め、利用者の安全を確保する体制を整えていただきますようお願いいたします。

また、施設・事業所の建物の損壊や人的被害が発生した場合には、事故同様、利用者、職員の皆様の安全確保や施設の運営継続等の対応を優先した上で、速やかに被害状況について東京都まで御連絡くださいますようお願いいたします。

4 令和 6 年度報酬改定に伴う運営の適正化について

令和 6 年度報酬改定により、別紙 1 に記載する各事項が未実施の場合等、新たに減算の創設又は見直しが行われているとともに、運営基準の改正も行われておりますので、改めて御確認願います。

5 その他

近年発生している主な重大事故事例について別紙 2 のとおりまとめました。各施設・事業所での同様の事故の発生を防止するための参考としてください。

6 報告先

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】（都立施設及び都立民間移譲施設を除く）

施設サービス支援課 障害者支援施設担当 電話 03-5320-4156

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/826020>

【都立施設及び都立民間移譲施設】

施設サービス支援課 福祉施設運営担当 電話 03-5320-4157

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/827929>

【就労移行支援・就労継続支援 A 型、B 型・就労定着支援】

地域生活支援課 就労支援担当 電話 03-5320-4158

<提出先><https://logoform.jp/form/tmgform/829775>**【共同生活援助（GH）・短期入所】**

地域生活支援課 居住支援担当 電話 03-5320-4151

<提出先><https://logoform.jp/form/tmgform/702093>**【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】**

地域生活支援課 在宅支援担当 電話 03-5320-4325

<提出先><https://logoform.jp/form/tmgform/830433>**【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】**

施設サービス支援課 児童福祉施設担当 電話 03-5320-4374

<提出先><https://logoform.jp/form/tmgform/835126>**【重症心身障害児（者）通所事業】**

施設サービス支援課 療育担当 電話 03-5320-4376

<提出先><https://logoform.jp/form/tmgform/1002061>

1 令和 6 年度報酬改定に伴い、以下の各事項が未実施である場合等には、新たに減算の創設又は見直しが行われています。なお、本資料に記載してある事項は、障害福祉サービス等における横断的な改定事項に絞って記載していますので、各サービスそれぞれの改定内容については別途確認してください。

(1) 虐待防止措置未実施減算（創設）

- ①虐待防止委員会の定期的な開催及び従業者への周知
- ②虐待防止研修の定期的な実施
- ③上記①及び②の取組を行うための担当者の配置

上記①から③の取組が適切に実施されていない場合、所定単位数の 1 % を減算

(2) 身体拘束廃止未実施減算（見直し）

- ①身体拘束を行う場合、その態様、時間、利用者の状況、やむを得ない理由等を記録
- ②身体拘束適正化検討委員会の定期的な開催及びその結果を従業者へ周知
- ③身体拘束適正化指針の整備
- ④虐待防止研修の定期的な実施

上記①から④までの取組が適切に実施されていない場合、以下の通り減算額を見直し

【施設・居住系サービス※ 1】

1 日につき 5 単位減算から所定単位数の 1 0 % 減算に見直し

【訪問、通所系サービス※ 2】

1 日につき 5 単位減算から所定単位数の 1 % 減算に見直し

- ※ 1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練
- ※ 2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労 選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く。）

(3) 業務継続計画未策定減算（創設）

- ①業務継続計画の策定
- ②業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

【施設・居住系サービス】

所定単位数の3%を減算

【訪問、通所系サービス】

所定単位数の1%を減算

<経過措置>

・就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない

(4) 情報公表未報告減算（創設）

障害者総合支援法第76条の3第1項又は児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表に係る報告がなされていない場合、以下のとおり減算

【施設・居住系サービス】

所定単位数の10%を減算

【訪問、通所系サービス】

所定単位数の5%を減算

2 運営基準の見直し

令和6年度報酬改定に伴い、以下のとおり運営基準が見直されています。なお、本資料に記載してある事項は、障害福祉サービス等における横断的な改定事項に絞って記載していますので、各サービスそれぞれの改定内容については別途確認してください。

(1) 意思決定支援の推進

① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記され、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映された。

② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認しなければならない。

※障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス

(2) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握すると

ともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨明記された。

※計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス

(3) 個別支援計画の共有

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならない。

※短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス

《主な重大事故の事例》

【事例①】 利用者が踏切に立ち入り電車に轢かれる死亡事故**《事故の概要》**

余暇支援中に利用者が踏切内で立ち往生し、電車に轢かれて死亡。

《原因》

- 利用者は電車が好きで、これまでも余暇支援中に踏切で電車の見学をする余暇支援を実施。
- 支援員は車を踏切付近に停車させ、利用者だけ降りて電車見学を実施。
- 支援員が適切な見守りを怠り、踏切の警報音が鳴っているにも関わらず、利用者が踏切から退避していない状況に支援員が気付けなかった。

《再発防止策》

- 外出支援時には支援員の他、添乗員を付けるなど、見守り体制を強化
- 外出支援時の見守りや安全対策についてマニュアルの見直しをし、全職員に対して注意喚起

【事例②】 送迎車両による交通事故（死亡事故）**《事故の概要》**

利用者を送迎中に運転手の前方不注意により、衝突を回避するため、車両が歩道に乗り上げ、運転手がパニックになり、そのまま走行し、歩行者を轢いて死亡させた。

《原因》

- 前方に車両が停車しているにもかかわらず、速度を落とさずに走行していたため、急な右折車に対応できなかった。
- 衝突を回避するため左にハンドルを切り、歩道をそのまま走行。
- 前方に歩行者がいるにもかかわらず、運転手が混乱し、ブレーキを踏まなかった。

《再発防止策》

- 安全運転管理責任者の届出をし、運転者の適性を定期的に把握
- 安全運転指導を適切に実施するため、研修の実施などを検討
- 自動ブレーキ等、安全装置が装備された車両の導入

【事例③】 誤嚥による窒息死亡事故**《事故の概要》**

おやつのおやつパンを誤嚥し、窒息により死亡した。

《原因》

- 過去に誤嚥事故を起こしていたにもかかわらず、職員の見守りが不十分であった。
- 当日のおやつが非常食用のパンであったため、通常のパンよりも少し硬かった。

《再発防止策》

- 利用者の嚥下状態を再点検し、注意が必要な利用者の食事支援には特に慎重に支援する等マニュアルの見直しを実施。
- 嚥下状態により提供のお盆の色を分け、職員が視覚的に判別しやすくする。
- 利用者の嚥下機能に応じたおやつを提供する。

各障害者グループホーム事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課長
(公印省略)

障害者グループホームにおける食材料費の取扱い等について

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御理解、御協力いただき、ありがとうございます。

障害者グループホームについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)において、利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ、サービス(食事等)の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないこととされています。

また、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第155号)においても同等の基準が定められているところです。

利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることについては、国の定める指定基準に違反するものであり、東京都の条例において定める障害者グループホームの指定基準への違反にも該当するものと考えられます。

障害者グループホームにおける食材料費について、下記の点を踏まえつつ、適正な取扱いがなされるよう、改めてのご確認・ご対応をお願いいたします。

また、食材料費のほか、家賃、光熱水費及び日用品費についても同様に確認や対応を講じていただくようお願いします。

記

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者へ説明し、同意を得るとともに、食材料費の取支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

【問合せ先】

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当
TEL : 03-5320-4151
E-Mail : S1140702@section.metro.tokyo.jp

参照条文

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)(抄)

(利用者負担額等の受領)

第二百十条の四(略)

2(略)

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃(法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者へ支給された場合(同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者へ代わり当該指定共同生活援助事業者へ支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者へ支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

三 光熱水費

四 日用品費

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者へ対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者へ対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第二百十一条の三

指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

一～三(略)

四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五～十(略)

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)(抄)

(定義)

第二条(略)

2～6(略)

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一～四(略)

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8(略)

○東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

(平成24年東京都条例第155号) (抄)

(運営規程)

第九十六條之三 指定共同生活援助事業者は、各指定共同生活援助事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

一～三 (略)

四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五～十 (略)

(利用者負担額等の受領)

第九十七條之五 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、前二項に定める場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、当該指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用の額のうち、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定共同生活援助事業者は、前三項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

○東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第175号) (抄)

(便宜に要する費用の内容)

第四十四條之二 条例第九十七條之五第三項に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げるとおりとする。

一 食材料費

二 家賃(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。))は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

事務連絡
令和5年10月20日

各 { 都道府県
市町村 } 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課監査指導室
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

グループホームにおける食材料費の取扱い等について

日頃から厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、グループホームを運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について報道がなされたところです。

グループホームについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「国の定める指定基準」という。）において、利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ、サービス（食事等）の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないこととしており、各都道府県等の条例において、これを参酌した基準（以下「グループホームの指定基準」という。）が定められているところです。

事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることについては、国の定める指定基準に違反するものであり、各都道府県等の条例において定めるグループホームの指定基準への違反にも該当するものと考えられます。

各都道府県・市町村におかれては、グループホームにおける食材料費について、下記の点を踏まえつつ、適正な取扱いがなされるよう、管内市町村及びグループホームを運営する事業者に対して周知徹底するとともに、各自治体が行う監査等の場においても食材料費の徴収に関して適正な運用がなされているか確認いただくようお願いします。

また、グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、障害者虐待の防止、

障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第7項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、「経済的虐待」（同項第5号）にも該当する可能性がありますので、こうした障害者虐待が疑われる場合には事実確認の徹底をお願いします。

また、食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についてもこれに準じて確認や対応を講じていただくようお願いします。

記

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者へ説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

【担当】

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
地域移行支援係
電 話：03-5253-1111（内線）3045
mail: chiiki-ikou@mhlw.go.jp

虐待防止対策係

電 話：03-5253-1111（内線）3149
mail: soudan-shien@mhlw.go.jp

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課監査指導室
電 話：03-5253-1111（内線）3060, 3067
mail: s-kansashidou@mhlw.go.jp

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）（抄）

（利用者負担額等の受領）

第二百十条の四 （略）

2 （略）

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 （略）

三 光熱水費

四 日用品費

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第二百十一条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一～三 （略）

四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五～十 （略）

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～6 （略）

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 （略）

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 （略）

○障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて

(平成18年12月6日)

(障発第1206002号)

(各都道府県知事あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

障害者自立支援法による療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助並びに施設入所支援(以下「障害福祉サービス等」という。)の提供に当たって、当該障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほか、利用者から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号)において規定されているところであるが、障害福祉サービス等において提供される便宜のうち、「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」(以下「その他の日常生活費」という。)の具体的な取扱いについて下記のとおり定めたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成18年3月31日付け障発第0331018号当職通知「特定費用の取扱いについて」は平成18年9月30日限り廃止する。

記

1 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、利用者の自由な選択に基づき、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの(利用者の贅沢品や嗜好品の購入等)については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が、利用者から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

- (1) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
- (2) 介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
- (3) 「その他の日常生活費」の受領については、利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。
- (4) 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- (5) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、事業者又は施設の運営規程において定められなければならない。また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、当該事業者又は施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。

3 「その他の日常生活費」の具体的な範囲

- (1) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用
- (2) 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用

4 留意事項

- (1) 3の(1)に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、利用者の希望を確認した上で提供されるものをいう。
したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。
- (2) 3の(2)に掲げる「教養娯楽等として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等が想定されるものであり、すべての利用者により提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等)について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。

5 「その他の日常生活費」と区別されるべき費用の取扱い

預り金の出納管理に係る費用については、「その他の日常生活費」とは区別されるべき費用である。預り金の出納管理に係る費用を利用者から徴収する場合には、

- (1) 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、
 - (2) 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、
 - (3) 利用者との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること
- 等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。

また、利用者から出納管理に係る費用を徴収する場合には、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められないものである。

預り金の出納管理に係る費用のほか、「その他の日常生活費」と区別されるべき費用としては、利用者個人の希望による嗜好品、贅沢品の購入に係る費用、障害者支援施設における入退所時の送迎に係る費用などが考えられる。

6 利用者等に金銭の支払を求める場合の考え方

障害福祉サービス等の提供に要する費用として介護給付費等に含まれるものについては、利用者から徴収することはできない。介護給付費等の対象に含まれない費用については、利用者から金銭を徴収することが可能とされている。

また、利用者から金銭を徴収することができるのは、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって当該利用者により支払を求めることが適当であるものに限られるものである。金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者により金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならないものである。

7 特定旧法指定施設における日常生活に要する費用の取扱いについて

特定旧法指定施設における指定旧法施設支援の提供に当たって、当該障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほか、利用者から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号)及び整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号)において規定されているところであるが、その具体的な取扱いについては、上記1から6までの規定に準じた取扱いとすること。

6福祉障地第479号
令和6年7月26日

参照条文

各障害者グループホーム事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課長
(公印省略)

障害者グループホームの支援体制の確保に係る留意事項等について

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御理解、御協力いただき、ありがとうございます。

障害者グループホームについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）において、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制（バックアップ施設）を確保しなければならないこととされています。

また、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）においても同等の基準が定められているところです。

バックアップ施設は、都知事への届出が必要な事項となり、東京都障害者サービス情報にも、事業所情報として掲載・公表しております。

今般、バックアップ施設の設置に関するトラブルが非常に多くなっており、近くのグループホームにバックアップ施設として勝手に名前が使われている、口頭で緊急時の支援を依頼したはずの施設から覚えがないと言われてしまった等、緊急時等の支援体制を確保できていない事態が発覚した場合は、早急に是正いただいております。

今後このようなトラブルをなくすため、バックアップ施設の設置に当たっては、支援内容について、障害者グループホームとバックアップ施設の双方が合意していることを明確にすることを目的とし、文書を取り交わしていただきますよう、お願いいたします。現在、文書を取り交わしていない事業所におかれましては、速やかに御対応願います。

なお、取り交わした文書については、東京都が事業所を訪問する際等に、御提示いただけるよう、事業所への備え付けをお願いします。

【問合せ先】

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当
TEL : 03-5320-4151
E-Mail : S1140702@section.metro.tokyo.jp

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）（抄）

（支援体制の確保）

第二百十二条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

第十五 共同生活援助

3 運営に関する基準

(1)～(8) (略)

(9) 支援体制の確保（基準第212条の2）

指定共同生活援助事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、地方公共団体や社会福祉法人等であって、障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨を規定したものである。

(10)～(13) (略)

○東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）（抄）

（支援体制の確保）

第百九十七条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援の体制を確保しなければならない。

障 障 発 0423 第 1 号
 平成 30 年 4 月 23 日
 最終改正 障 障 発 0329 第 5 号
 令和 6 年 3 月 29 日

都道府県
 各 指定都市 障害福祉主管部（局）長 殿
 中核市

厚生労働省社会・援護局
 障害保健福祉部障害福祉課長
 （ 公 印 省 略 ）

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号。以下「一部改正法」という。）及び関係法令が平成 30 年 4 月 1 日に施行されるに当たり、一部改正法による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条の 3 の規定による情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表並びに一部改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 の規定による情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表の具体的な制度内容について、別紙のとおり通知することとしたので、御了知の上、適正な事務処理を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

I 障害福祉サービス等情報公表制度の趣旨

障害者自立支援法の施行から長期間が経過し、障害福祉サービス等を提供する事業者の数が大幅に増加する中で、サービスを利用する障害児者等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるように、事業者が提供する障害福祉サービスの内容等を積極的に公表することにより、質の高いサービスの提供が促されることが重要である。

しかしながら、利用者等が、利用者の障害特性に合った事業者を比較、検討し、適切に選択するために、事業者が提供する障害福祉サービス等の必要な情報を入手することは必ずしも容易ではない。利用者が適切なサービスを利用できない場合、日常生活又は社会生活を営むことが妨げられ、社会参加の機会が制限されるおそれがあることから、利用者等に対して、事業者に関する情報を適切に提供する環境整備が求められている。

また、事業者にとっても、自らが提供する障害福祉サービス等の内容や運営状況等に関して、利用者等による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることが望ましいことから、各事業者の情報を公平に提供する環境整備が求められている。

このような、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。）を改正し、指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度（以下単に「情報公表制度」という。）を創設した。本制度は、事業者が、障害者総合支援法第 76 条 3 に規定する情報公表対象サービス等情報及び児福法第 33 条の 18 第 1 項に規定する情報公表対象支援等情報（事業者が提供する障害サービス等の内容及び運営状況に関する情報であって、指定障害福祉サービス等を利用し、又は利用しようとする障害児者等が適切かつ円滑にサービスを利用する機会を確保するために公表されることが適当なもの。以下「障害福祉サービス等情報」と総称する。）を都道府県知事並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）へ報告することや都道府県知事等が事業者から報告を受けた当該情報を公表することを義務付けることなどを規定したものである。

II 実施主体等

1. 実施主体

情報公表制度の事務の実施主体は、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児福法第 33 条の 18 第 1 項に規定する対象事業者（以下単に「事業者」

という。)に対し、指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を行った都道府県知事等とする。

ただし、市区町村長（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の長を除く。）から指定を受けた指定特定相談事業者が提供する、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に係る情報公表の事務の実施主体は、当該市区町村を管轄する都道府県知事とする。

2. 実施体制の整備

情報公表制度に係る事務は、障害者総合支援法及び児福法に基づく都道府県等の自治事務であり、都道府県知事等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の受理、調査、公表等の事務（以下「情報公表事務」という。）を的確に行う体制を整備する必要がある。

当該事務は、都道府県知事等が自ら行うことを基本とするが、適切な事務運営が可能であり、当該事務を実施するに相応しい中立かつ公共性のある法人に対して委託することは差し支えない。ただし、当該事務の実施に当たり、特定の事業者に偏ることのない中立・公正な事務が実施される必要があることから、委託先の選定については、特に次の点に留意すること。

- ・ 当該法人が障害福祉サービス等を自ら提供していないこと
- ・ 当該法人の役員等、構成員又は職員の多数が、障害福祉サービス等を現に提供する事業者の役員等、構成員又は職員でないこと
- ・ 当該法人の行う他の事業が情報公表事務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと
- ・ 安定的な事務運営が可能であること。

また、事務の委託に当たっては、相互に緊密な連携・協力を図り実施することとし、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の公表を行うかの最終的な判断は、都道府県知事等が行うものとする。

なお、次に掲げる事務については都道府県知事等が実施すること。

- ・ 障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項に基づく調査
- ・ 障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項に基づく報告若しくは報告内容の是正又は調査実施命令
- ・ 障害者総合支援法第76条の3第6項及び児童福祉法第33条の18第6項に基づく指定取消し又は指定の効力の停止

Ⅲ 障害福祉サービス等情報公表制度の実施方法等

1. 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類

情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下のとおりとする。

- (1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）
指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助
- (2) 指定地域相談支援
指定地域移行支援及び指定地域定着支援
- (3) 指定計画相談支援
- (4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）
指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援
- (5) 指定障害児相談支援
- (6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）
指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

2. 障害福祉サービス等情報の具体的内容

- (1) 報告が必須の情報
障害者総合法第76条の3第1項及び児福法第33条の18第1項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）の別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）の別表第2及び別表第3に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添1基本情報及び別添2運営情報のとおりとする。
- (2) 都道府県知事等が任意で設定できる情報
障害者総合支援法第76条の3第8項及び児福法第33条の18第8項に規定する指定障害福祉サービス等の質及び指定障害福祉サービス等に従事する従業者に関する情報（障害福祉サービス等情報を除く。）（以下「任

意設定情報」という。)については、これらの規定に基づき都道府県知事等が定めるものであることから、事業者から報告させることにより、利用者が適切かつ円滑に障害福祉サービス等を利用する機会の確保に資すると判断した情報がある場合に、その情報及び具体的内容について、都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとする。

3. 報告に関する実施要綱等の策定

都道府県知事等は、事業者から障害福祉サービス等情報が円滑に報告されるよう、管轄する地域の障害福祉サービス等の提供状況を勘案し、基準日、実施期間、報告対象、報告の方法及び報告期限等を示した実施要綱等を毎年度策定する。当該実施要綱等の策定に当たっては、次によるものとする。

(1) 実施要綱等策定の目的

本制度については、都道府県知事等が、事業者から報告される障害福祉サービス等情報の受理、調査、情報の公表等の事務を毎年度実施するに当たり、当該事務を効率的かつ円滑に行う観点から、実施要綱等を策定するものである。

(2) 実施要綱等の策定者

実施要綱等の策定者は、都道府県知事等とする。

(3) 実施要綱等の内容

実施要綱等の内容は、次のとおりとする。

ア 基準日

実施要綱等の基準日は、速やかな制度の施行を行う観点から、4月1日とする。

イ 実施期間

実施期間は、実施要綱等を毎年定めることから、4月1日以降の1年間とする。

ウ 報告の対象となる事業者

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児福法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6並びに児福法第33条の18第1項及び児福則第

36条の30の2の規定により、災害その他都道府県知事等に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、実施要綱等で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

エ 報告の方法

事業者が、都道府県知事等へ障害福祉サービス等情報を報告する方法について定めるものとする。

オ 報告の開始

報告の開始日は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告を求める年度（以下「報告年度」という。）の5月初日
 - ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日
- とすることが適当である。

カ 報告の期限

報告期限は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、情報公表に係る事務を円滑に行う観点から、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告年度の7月末日
 - ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内
- とすることが適当である。

キ 公表の時期

障害福祉サービス等情報の公表の実施時期については、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告後2か月以内
- ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始使用と

する事業者については、報告後1か月以内とすることが適当である。

ク その他都道府県知事等が必要と認める事項

前記ア～キ以外の事項についても、都道府県等において、個別に必要なと認める事項については、適宜、各都道府県知事等の判断により実施要綱等に定めることとする。

(4) その他実施要綱等に定めることが適当な事項

以下については、必要に応じて、実施要綱等に定めることとする。

ア 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

(ア) 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更があったときに、都道府県知事等に報告を行うこととする。

(イ) 上記(ア)以外の情報については、年1回の定期的な報告で足りることとするが、各都道府県知事等の判断により、変更時の随時更新を求めることとしても差し支えない。

イ 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、都道府県知事等から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児福法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、都道府県知事等の指示により、調査又は公表を行うこと。

(5) 実施要綱等の公表

都道府県知事等は、実施要綱等を定めたときは、利用者及び事業者に対して、実施要綱等の内容を周知するため、これを公表する。

4. 事業者による報告

(1) 報告する情報の作成時期

事業者が報告する障害福祉サービス等情報は、当該情報の項目ごとに特に時期を定めるもののほか、事業者ごとの報告の提出期限前の可及的新しい情報について作成するものとする。

(2) 報告の時期

事業者が障害福祉サービス等情報を報告する時期は、各都道府県知事

等が策定した実施要綱等に定める報告期限までに行うものとする。

(3) 報告の内容

ア 実施要綱に定める基準日より前に、サービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8及び児福則第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報を報告する。

イ 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報を報告する。

5. 調査の実施

(1) 調査の目的

障害者総合支援法第76条の3第3項及び児福法第33条の18第3項の規定による調査は、利用者保護等の観点から、都道府県知事等が事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために行うものである。

(2) 調査の実施時期

事業者から報告された障害福祉サービス等情報の内容に係る調査については、都道府県知事等が公表を行うため必要と認める場合に実施することとするが、調査を実施することが適当な場合としては、次のような場合が考えられる。

- ・ 報告された内容に虚偽が疑われるとき
- ・ 公表内容について、利用者から苦情等があったとき
- ・ 指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行うとき
- ・ その他（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等）

(3) 調査の実施方法

ア 基本的事項

(ア) 調査の実施体制

調査は、職員1名以上で行うものとする。

(イ) 調査の内容

調査は、基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

(ウ) 調査の方法

調査は、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査の方法によって行うことが望ましいが、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合については、その他の方

法により行う。

イ 具体的事項

(ア) 面接調査の方法

a 調査の時点及び期間

調査の時点は、報告日現在とする。また、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。

b 基本情報の調査方法に係る共通的事項

調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。

c 運営情報の調査方法に係る共通的事項

① 調査は、運営情報において、実施していると報告のあった事項について、その具体的な方法の確認を行うものとする。

② 具体的な方法を確認するに当たっては、当該取組の実施の有無を確認するものとし、取組の実施内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。

③ 具体的な方法を確認するに当たり、利用者ごとの記録等の事実確認を行う場合については、当該記録等の原本を1件確認することで足りるものとする。

④ 具体的な方法を確認するに当たっては、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。

⑤ 研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該研修会等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認するものとする。

⑥ 各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わないものである。

(イ) 調査の終了

調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得るものとする。当該同意をもって、調査が終了するものとする。

(4) 調査事務に関する留意点

本制度における調査は、事業者が自らの責任で報告する障害福祉サービス等情報について、都道府県知事等が必要と認める場合に当該情報の事実確認を行うための仕組みであり、当該調査による事実確認により、事業者が実施する取組の良し悪しや、事業者自体を評価する仕組みでは

ないことに留意すること。

6. 情報の公表

(1) 手続き

都道府県知事等は、実施要綱等に基づき、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

(2) 公表の方法等

都道府県知事等が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

ア インターネットによる公表

都道府県知事等は、管轄の事業者の障害福祉サービス等情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者の情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行うものとする。

また、都道府県知事等は、インターネットによる公表情報が適切に障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、市区町村、相談支援事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努めるものとする。

イ その他の公表方法

都道府県知事等は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

ウ 事業者による公表

事業者は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付することが望ましい。

7. 任意設定情報の公表等

都道府県知事等が定めた任意設定情報について、事業者から提供を受けた場合は、障害者総合支援法第76条の3第8項及び児福法第33条の18第8項の規定に基づき公表を行うよう配慮するものであることから、事業者からの提供を推進する観点からも、積極的に公表することが望ましい。

なお、任意設定情報についても調査の対象とすることが望ましい。

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について

8. 苦情等の対応

(1) 苦情等対応窓口の公表

都道府県知事等は、あらかじめ、利用者等からの苦情等に対応する窓口、担当者等を定め、公表するものとする。

(2) 苦情等の対応方法

ア 総合的な窓口

都道府県知事等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報を公表することから、当該公表情報に関する利用者からの苦情等の対応の総合的な窓口を設ける必要がある。

イ 基本的な対応

公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関する利用者等からの苦情等については、事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、利用者等に対し説明を行うことが適当である。また、この場合、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の訂正の報告を受けた後、速やかに公表するものとする。

事業所から適切な説明が得られなかった場合、都道府県知事等は、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児福法第33条の18第4項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討することが適当である。

ウ 苦情等に関する対応経過の記録等

都道府県知事等は、利用者等からの苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第一	基本情報
一 事業所等を運営する法人等に関する事項	1. 事業所等を運営する法人等に関する事項
イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先 ・法人等の種類 ・法人等の名称 ・法人番号 ・法人等の主たる事務所の所在地(〒) ・電話番号 ・FAX番号 ・ホームページ(URL)
ロ 法人等の代表者の氏名及び職名	法人等の代表者の氏名及び職名 ・氏名 ・職名
ハ 法人等の設立年月日	法人等の設立年月日
ニ 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス	法人等が都道府県内で実施するサービス ・サービスの種類 ・か所数 ・主な事業所等の名称 ・所在地
ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項	
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先	事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先 ・事業所等の名称 ・事業所等の所在地 ・市区町村コード ・電話番号 ・FAX番号 ・E-mail ・ホームページ(URL)
ロ 事業所番号	従たる事業所の有無 所在地 指定事業所番号
ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名	事業所等の管理者の氏名及び職名 ・氏名 ・職名
ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)	事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日 ・事業の開始(予定)年月日 ・指定の年月日 ・指定の更新年月日
ホ 事業所等までの主な利用交通手段	事業所等までの主な利用交通手段
ヘ 事業所等の財務状況	事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料) ・事業活動計算書(損益計算書) ・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書) ・貸借対照表(バランスシート)
ト その他サービスの種類に応じて必要な事項	社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録略称等事業者サービス別の項目(別紙参照)

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
<p>三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>イ 職種別の従業者の数</p> <p>ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等</p> <p>ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等</p> <p>ニ 従業者の健康診断の実施状況</p> <p>ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <p>ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算人数 ・利用実人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ・資格等を有している従業者の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無 <p>従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経験年数別の人数 <p>従業者の健康診断の実施状況</p> <p>従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業者に対する虐待防止研修の実施状況 ・喀痰吸引等研修の修了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動援護従業者養成研修課程の修了者数 ・高次脳機能障害支援養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修課程の修了者数 ・障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修課程の修了者数 <p>サービス別の項目（別紙参照）</p>
<p>四 サービスの内容に関する事項</p> <p>イ 事業所等の運営に関する方針</p> <p>ロ 当該報告に係るサービスの内容等</p>	<p>4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>事業所等の運営に関する方針</p> <p>サービスを提供している日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 ・サービス提供所要時間 <p>事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域</p> <p>サービスの内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 ・障害福祉サービス等の利用者への提供実績 <p>サービスを提供する事業所、設備等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
<p>ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績</p> <p>ニ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況</p> <p>ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項</p> <p>ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等</p> <p>ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <p>チ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>障害福祉サービス等の利用者への提供実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人数(区分別) <p>利用者等からの苦情に対する窓口等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況 <p>障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償保険の加入状況 <p>障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その内容 <p>利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート調査、意見箱等利用者等の意見を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施(受審)状況 <p>サービス別の項目（別紙参照）</p>
<p>五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項</p>	<p>5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況 ・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況 ・食事の提供により要する費用の徴収状況 ・創作的活動に係る材料費の徴収状況 ・家賃の徴収状況 ・光熱水費の徴収状況 ・日用品費の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況 <p>六 その他都道府県知事が必要と認める事項</p>

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知	
別表第二		運用情報	
第一 サービスの内容に関する事項		6. 事業所等運営の状況	
一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利保護等のために講じている措置 イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況		(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項 障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利保護等のために講じている措置 ・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 ・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置 ・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 相談、苦情等の対応のために講じている措置 ・相談、苦情等の対応のための取組の状況 障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置 ・サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携 ・相談支援専門員等との連携の状況 ・主治の医師等との連携の状況	
二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置		利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置	
イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況		・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況	
三 相談、苦情等の対応のために講じている措置		相談、苦情等の対応のために講じている措置	
相談、苦情等の対応のための取組の状況		・相談、苦情等の対応のための取組の状況	
四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置		障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置	
イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況		・サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況	
五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携		障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	
イ 相談支援専門員等との連携の状況 ロ 主治の医師等との連携の状況		・相談支援専門員等との連携の状況 ・主治の医師等との連携の状況	
第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項		(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項	
一 適切な事業運営の確保のために講じている措置		適切な事業運営の確保のために講じている措置	
イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 ロ 計画的な事業運営のための取組の状況 ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況 ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況		・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 ・計画的な事業運営のための取組の状況 ・事業運営の透明性の確保のための取組の状況 ・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況	
二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置		事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	
イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況		・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 ・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 ・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	
三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置		安全管理及び衛生管理のために講じている措置	
安全管理及び衛生管理のための取組の状況		・安全管理及び衛生管理のための取組の状況	
四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置		情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置	
イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況 ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況		・個人情報の保護の確保のための取組の状況 ・サービスの提供記録の開示の実施の状況	
五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置		障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置	
イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況		・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 ・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 ・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	
第三 都道府県知事が必要と認めた事項			

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉課長通知	
別表第一		基本情報	
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項		2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項	
ト その他サービスの種類に応じて必要な事項		サービス別の項目 【居宅介護、重度障害者等包括支援】 実施サービス 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護】 同一事業所等において提供する他の訪問系サービス 【居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練（機能・生活訓練、宿泊型）、就労移行支援、就労継続支援A・B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 運営形態 【生活介護】 運営規模上の開所日数（年間） 【短期入所】 報酬区分 【短期入所、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型・医療型障害児入所施設】 事業所等類型 【共同生活援助】 当該事業所等における共同生活住居の名称、開設年月日及び所在地 全共同生活住居数 全共同生活住居の定員数（合計） 各共同生活住居の名称、開設年月日、所在地及び定員数 【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】 訪問による訓練の実施の有無 【就労継続支援A・B型】 事業所等の財務状況（財務諸表等による直近年度の決算資料） 就労支援事業事業活動計算書 就労支援事業別事業活動明細書 【福祉型障害児入所施設】 みなし規定の適用の有無	
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項		3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	
ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項		サービス別の項目 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援】 夜間・深夜・早朝対応の有無 【重度訪問介護、重度障害者等包括支援】 土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わない対応の有無 【短期入所、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉型・医療型障害児入所施設】 夜間の勤務体制 施設名（共同生活援助のみ） 夜勤の職員数 宿直の職員数	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
<p>四 サービスの内容に関する事項</p> <p>チ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>サービス別の項目</p> <p>【施設入所支援】 ユニットケアの有無</p> <p>【生活介護、短期入所、施設入所支援】 入浴支援の有無</p> <p>【生活介護】 創作活動の実施状況の有無 生産活動の実施状況の有無 平均工賃(月額)</p> <p>【短期入所】 長期利用者数</p> <p>【共同生活援助】 新規入居者数 退居者数 うち一人暮らしへの移行者数</p> <p>入居者の主な日中活動の場</p> <p>入居者の平均年齢 最高齢者の年齢 最年少者の年齢</p> <p>個人単位居宅介護利用者の数</p> <p>【自立生活援助、自立訓練(機能・生活訓練、宿泊型)】 標準利用期間を超える利用者の数</p> <p>【自立訓練(機能・生活訓練)】 事業所における主な訓練内容</p> <p>【自立生活援助】 (前年度1年間の利用者のうち)入所施設・グループホーム・病院からの移行者数</p> <p>【宿泊型自立訓練】 利用者の主な日中活動の場</p> <p>【就労移行支援、就労継続支援A・B型】 一般就労への移行者数(移行率) 一般就労先での定着者数(定着率) 就労継続支援A型における運営状況の評価(スコア)</p> <p>【就労移行支援】 一般就労までの平均利用期間 訓練中の怪我等に対する保険の有無 一般就労への移行後の定期的な支援の有無</p> <p>【就労継続支援A型】 主な生産活動の内容 利用者数 平均賃金 社会保険の加入の有無 昇給の有無 賞与の有無 退職手当の有無 生産活動収入(年間売上高) 生産活動経費 賃金支払総額 平均労働時間 離職者数</p> <p>【就労継続支援B型】 主な生産活動の内容 平均工賃 生産活動収入(年間売上高) 生産活動経費 工賃支払総額 退所者数 訓練中の怪我等に対する保険の有無</p>

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
	<p>【就労定着支援】 過去3年の職場定着率(支援開始後)</p> <p>【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 保護者支援の実施の有無</p> <p>【児童発達支援】 児童発達支援ガイドラインにおける自己評価の公表の有無 保育所や幼稚園等と併行通園している利用者の人数 併行通園先との連携の有無</p> <p>【放課後等デイサービス】 放課後等デイサービスガイドラインにおける自己評価の公表 学校との連携の有無</p> <p>【福祉型・医療型障害児入所施設】 小規模グループケアの実施の有無</p> <p>【地域相談支援(地域移行支援)】 利用期間が6か月を超える利用者の数 地域生活への移行者数 宿泊支援の設備の有無</p> <p>【地域相談支援(地域定着支援)】 利用期間が1年を超える利用者の数 一時的な滞在による支援を行う場所の有無</p>

建築物の所有者・管理者の皆様へ

建築基準法改正（令和元年6月25日施行） により200㎡以下の用途変更の手続（確認申請）が不要になりました。

- ・古民家の商業的利用や、空き家等のグループホーム・保育所としての活用といった既存建築物の利活用の促進が法改正の目的です。
- ・法改正により、用途変更部分の床面積が200㎡以下の特殊建築物（飲食店、ホテル、旅館、その他の福祉施設など）は、用途変更時に建築確認の手続が不要になりました。詳細は、建築士等の専門家に御相談ください。

しかし！！！！

確認申請を要しない場合でも、法令に適合した改修・その後の適切な維持管理が必要です。建築物を適法なものとし維持していくため、以下のとおり対応してください。

お願い①

維持保全計画を作成するとともに、定期報告の対象となる建築物については、特定行政庁への報告を適切に行ってください。
（建築基準法8条、12条）

お願い②

確認申請が不要になったとしても、建物は適法な状態にある必要があり、その責任は建物所有者や運営事業者にあります。改修に先立ち、事業者又は発注者の責任において法的なチェックを行っていただく必要があります。P6の「違反例」のとおり、建築基準法等には詳細な規定があります。
必ず建築士などの専門家に御相談ください。
なお、お知り合い等に建築士等の専門家がいらっしゃらない方は、P7の「建築設計関係団体」へ御相談ください。

違反した場合には、損害賠償責任が生じる可能性があるほか、刑事罰が科されることがあります。

○維持保全計画とは

建築基準法第8条は、建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めることを求めており、一定の建築物について必要に応じて維持保全に関する準則又は計画を策定し、その他適切な措置を講じるよう求めています。

維持保全計画作成対象建築物は以下のとおりです。

①建築基準法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項に掲げる用途（劇場、病院、ホテル、共同住宅、児童福祉施設、学校、百貨店、物販店舗など）で、その用途部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの（200㎡以下のものは階数3以上のものに限り。）

②建築基準法別表第1(イ)欄(5)項又は(6)項に掲げる用途（倉庫、自動車車庫など）で、その用途部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの

③事務所でその用途部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの（5階建て以上で延べ面積が2,000㎡を超えるもののうち、3階以上の階で事務所部分の床面積の合計が100㎡を超えるものに限り。）

※維持保全計画の策定に当たっては、公益社団法人ロングライフビル推進協会のホームページが参考になります。URL：<http://www.belca.or.jp/izihozen.html>

参考：建築基準法別表第1（抜粋）

	(イ) 欄 用途
(1) 項	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの
(2) 項	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの※ ※児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園含む）……児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設等
(3) 項	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの※ ※博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場
(4) 項	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの※ ※公衆浴場、待合、料理店、飲食店及び物品販売業を営む店舗（床面積 ≦10㎡を除く。）
(5) 項	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの
(6) 項	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの※ ※映画スタジオ及びテレビスタジオ

○定期報告制度とは

ホテル、病院、飲食店、児童福祉施設などの不特定又は多数の方が利用する建築物は、適切に維持管理されていない場合には、火災等の災害が起こったときに大惨事になるおそれがあります。

このような危険を避けるため、消防法に基づく点検報告とともに、建物の安全性を確保する上で大切な調査・検査として、建築基準法第12条第1項及び第3項において、特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の所有者・管理者は、定期的に専門の技術者にこれらを調査・検査してもらい、その結果を特定行政庁(P7参照)に報告するよう定められています。

報告対象・報告時期等は次ページの表のとおりです。

詳細は、東京都都市整備局のホームページを御覧ください。

特定建築物 定期調査

外壁等の落下のおそれはありませんか？

調査事項 建築物の外部・内部、屋上及び屋根、避難施設等

防火設備 定期検査

火災時に防火設備はきちんと機能しますか？

検査事項 随時閉鎖式の防火設備（防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等）

建築設備 定期検査

建築設備はきちんと機能しますか？

検査事項 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備

昇降機等 定期検査

エレベーターやエスカレーターは安全ですか？

検査事項 エレベーター、エスカレーター
小荷物専用昇降機、遊戯施設等

○専門の技術者

定期報告では、十分な建築防災の知識や個々の設備に関する知識を有する一定の資格を持つ調査者・検査者が、調査・検査を行う必要があります。調査・検査を行うことができる資格は、下表のとおりです。

定期報告調査・検査資格一覧

調査・検査対象	特定建築物	防火設備	建築設備	昇降機 遊戯施設
1・2級建築士	○	○	○	○
特定建築物調査員	○	×	×	×
防火設備検査員	×	○	×	×
建築設備検査員	×	×	○	×
昇降機等検査員	×	×	×	○

定期報告が必要な特定建築物・防火設備・建築設備・昇降機等及び報告時期一覧

用途	規模又は階 ※いずれかに該当するもの	階数	報告時期	
劇場、映画館、演芸場	・地階 ・F \geq 3階 ・A $>$ 200㎡ ・主階が1階にないものでA $>$ 100㎡(※) ※A \leq 200㎡の場合、階数が3以上のものに限る。	11	11月1日から 翌年の1月31日まで (毎年報告)	
観覧場(屋外観覧席のものを除く。)、 公会堂、集会場	・地階 ・F \geq 3階 ・A $>$ 200㎡(※) ※平家建ての集会場で客席及び集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く。	12		
旅館、ホテル	F \geq 3階 かつ A $>$ 2000㎡	13		
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券 売場、物品販売業を営む店舗	F \geq 3階 かつ A $>$ 3000㎡	14		
地下街	A $>$ 1500㎡	15	5月1日 から10月31日まで (3年ごとの報告) (令和元年、令和4年...)	
特定 建築物	児童福祉施設等(※3に掲げるものを除く。)	・F \geq 3階 ・A $>$ 300㎡(※) ※平家建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く。		21
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限 る。)、児童福祉施設等(※3に掲げるものに限る。)	・地階 ・F \geq 3階 ・A \geq 300㎡(2階部分) ・A $>$ 300㎡(※)	22		
旅館、ホテル(毎年報告のものを除く。)	[※平家建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く。]	22		
学校、学校に附属する体育館	・F \geq 3階 ・A $>$ 2000㎡	23		
博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、 スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館 (いずれも学校に附属するものを除く。)	・F \geq 3階 ・A \geq 2000㎡	24		
下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(事務所 等を除く。)に掲げられている用途の複合建築物	F \geq 5階 かつ A $>$ 1000㎡	28		
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売 場、物品販売業を営む店舗(毎年報告のものを除く。)	・地階 ・F \geq 3階 ・A \geq 500㎡(2階部分) ・A $>$ 500㎡	31	5月1日 から10月31日まで (3年ごとの報告) (令和2年、令和5年...)	
展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	・F \geq 3階 ・A $>$ 500㎡	32		
複合用途建築物(共同住宅等の複合用途及び事務 所等のものを除く。)	・F \geq 3階 ・A $>$ 500㎡	33		
事務所その他これに類するもの	5階建て以上で、延べ面積が2000㎡を超える建 築物のうちF \geq 3階 かつ A $>$ 1000㎡	34	5月1日 から10月31日まで (3年ごとの報告) (令和3年、令和6年...)	
下宿、共同住宅、寄宿舎(※3に掲げるものを除く。)	F \geq 5階 かつ A $>$ 1000㎡	40		
高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又 は寄宿舎(※3に掲げるものに限る。)	・地階 ・F \geq 3階 ・A \geq 300㎡(2階部分)	41	前年の報告日の翌日から起算して、 おおむね6か月から1年の間隔を空け て、原則、以下の期間に報告 用途コード10番台 毎年4月から10月 用途コード20番台 毎年4月から11月 用途コード30番台 毎年4月から1月 用途コード40番台 毎年4月から6月	
防火 設備	随時閉鎖又は作動できるもの (防火ダンパーを除く。)	・上記の特定建築物に該当する建築物に設けられるもの ・以下の用途A $>$ 200㎡の建築物に設けられるもの ・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) ...用途コード29 ・高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 ...用途コード49		
建築 設備	換気設備(自然換気設備を除く。) 排煙設備(排煙機又は送風機を有するもの) 非常用の照明装置 給水設備及び排水設備(給水タンク等を設けるもの)	上記の特定建築物に該当する建築物に設 けられるもの		
昇 降 機 等	エレベーター(労働安全衛生法施行令第12条第1項第六 号に規定するエレベーター(労働安全衛生法の性能検査を 受けているものを除く。) エスカレーター 小荷物専用昇降機(昇降機の全ての出入れ口の下端 が当該出入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上 高いもの(テーブルタイプ)を除く。) 遊戯施設等(乗用エレベーター、エスカレーターで観光用のものを含む。)	ただし、かごが住戸内のみを昇降するもの (一戸建て、長屋又は共同住宅の住戸内に 設けられた昇降機)を除く		

※1 F \geq 3階、F \geq 5階、地階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。

ただし、A \leq 200㎡の場合、階数が3以上のものに限ります。

※2 Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。

※3 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは、共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)並びに児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設に限る。)をいいます。

建築物の所有者・管理者の皆様には、建築物の維持保全に関する責任があり、建築物に起因する事故等が発生した場合には、責任を問われる場合があります(過失の有無など場合による。)

実際に以下のような裁判例があります。

○損害賠償事例

・裁判例

火災による死亡事故について、自動火災報知設備不備等の不法行為責任により、飲食店経営者や管理会社社員に対し約1,600万円の支払が命じられた。

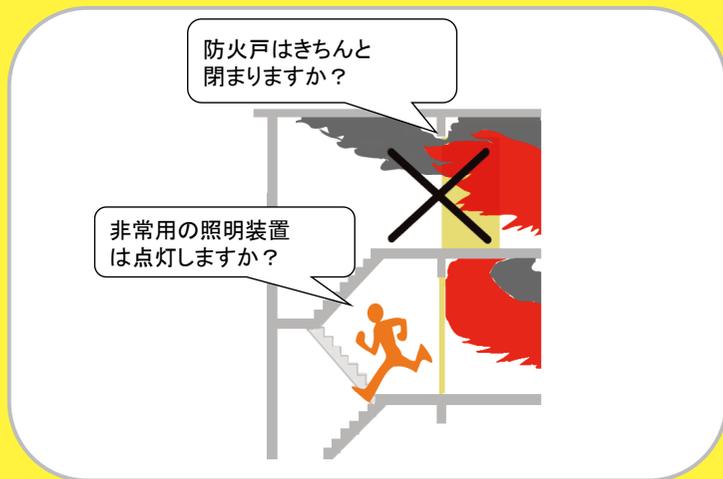
○業務上過失致死傷罪

刑法第211条

業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

・裁判例

店舗火災による死亡事故について、防火扉の前に荷物を放置するなど防火管理上の義務を怠ったとして、当時の店長らが業務上過失致死傷罪に問われ、有罪判決が確定した。



○違反例について

用途の変更、テナントの入居、店舗の改装、増改築などを行う場合は、規模や確認申請の要否にかかわらず、建築基準法等に適合させる必要があります。

また、建物の一部を用途変更する場合でも、防火避難に関する一部の現行規定は、用途変更しない部分にも遡及適用され、その規定に適合させる必要があります。※1

そのためにも、まず、現在の建物の状況を確認済証、検査済証、確認申請図面、建築士の調査等により確認する必要があります。

事前に必ず建築士に御相談の上、適切に改修・維持管理を行うようお願いいたします。

1	用途地域	●都市計画法では様々な用途地域が定められており、用途地域によっては事業を行うことができない場合があります。 (違反例) 第一種中高層住居専用地域で住宅を旅館の用途に改装した。 (注)旅館・ホテル等は第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域でない場合には、建築規制により原則として営業することができません。
2	耐火構造等	●3階以上の階を特定の用途※2とする場合、壁・柱等は、耐火構造(鉄筋コンクリート造など)等とする必要があります。※3 (違反例) ①木造3階建て延べ面積200㎡以上の住宅を柱・壁等を耐火構造等とせずに飲食店に改修した。 ②木造3階建て延べ面積200㎡未満の住宅を自動火災報知設備を設置せずにグループホームに改修した。 (注)小規模なホテル、就寝用途の医療・福祉施設等について、耐火建築物等としない場合には、警報設備の設置が必要となります。
3	直通階段	●建築物の用途や規模に応じて(病院、診療所、児童福祉施設等で、病室や居室の床面積の合計が50㎡を超える場合など※4)、避難階又は地上に通じる2以上の直通階段が必要になります。 (違反例) 木造3階建て住宅を、病室の床面積が150㎡の診療所に用途変更したが、階段は一所のままであった。
4	防火区画	●3階以上の階を特定の用途※2の居室として利用する場合は、階段等の壁穴部分に煙の流入を防止するため、防火戸等で区画(壁穴区画)しなければなりません。※3 (違反例) 木造3階建て延べ面積200㎡未満の住宅の階段を間仕切りや戸で区画せずに旅館に改修した。
5	間仕切壁	●防火上主要な間仕切壁(居室と廊下を仕切る壁など)は準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏まで達していなければなりません。 (違反例) 改装に伴い、部分的に間仕切壁を撤去した。
6	排煙設備	●建築物の規模や用途によって、火災時の煙を屋外に排出するための排煙口を設けなければなりません。 (違反例) 改装により柵を設置し、排煙口である窓を塞いでしまった。
7	非常用の照明装置	●火災時や停電時にも安全に避難するため、居室及び居室から屋外へ通じる廊下・階段には、非常用の照明装置を設置しなければなりません。 (違反例) ①改装により非常用の照明装置を撤去してしまった。 ②新たに壁を設置したため、非常用の照明装置の光が届かなくなってしまった。
8	内装制限	●建築物の規模や用途によって、内装の仕上げは、準不燃材料等にならなければなりません。 (違反例) 住宅を飲食店に用途変更し、もともと火気を使用しない部屋にコンロを設置したが、内装の仕上げは、準不燃材料等ではないもののままであった。
9	バリアフリー	●病院、老人ホーム、保育所などは規模にかかわらず、バリアフリー法及び東京都建築物バリアフリー条例が適用されます。 (違反例) 住宅を保育所に用途変更したが、廊下の幅は条例上140cm以上必要なところ、100cmのままであった。※5

※1 既存の建築物を用途変更する場合、既存不適格状態(建設時には適法だったが、以降の法改正などで法不適合となった状態)にある建築物については、類似する用途へ用途変更する場合や、現行規定が遡及適用される範囲についての緩和規定があります。まずは、確認済証その他により、現在の建物の状況(既存不適格状況・法適合状況)を確認してください。

※2 建築基準法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項に掲げる用途で、劇場、病院、ホテル、共同住宅、児童福祉施設、学校、百貨店、物販店舗などが該当します。

※3 令和元年6月の建築基準法の改正により、小規模な建築物(階数3以下で延べ面積が200㎡未満)の場合は、壁・柱等の構造及び防火区画(壁穴区画)の規制が緩和されているものがあります。

※4 壁・柱等を不燃材料とした場合などに緩和規定があります。

※5 条例では、知事がやむを得ないと認めた場合などの緩和規定があります。

上記※1から※5までについて、詳細は建築士等の専門家に御相談ください。

○各種問合せ先

(1)建築基準法に係る建築規制及び定期報告に関する問合せ先一覧

① 建物所在地が23区内又は島しょにある場合

建築物の規模(延べ面積)等	相談窓口	お問合せ先	担当業務
一万㎡超及び島しょ	東京都都市整備局市街地建築部建築指導課	03-5388-3372~3373	建築規制
	東京都都市整備局市街地建築部建築企画課	03-5388-3344	定期報告
一万㎡以下(島しょ除く。)	千代田区環境まちづくり部建築指導課	03-3264-2111(区代表)	建築規制・定期報告
	中央区都市整備部建築課	03-3543-0211(区代表)	建築規制・定期報告
	港区街づくり支援部建築課	03-3578-2111(区代表)	建築規制・定期報告
	新宿区都市計画部建築指導課	03-3209-1111(区代表)	建築規制
	新宿区都市計画部建築調整課		定期報告
	文京区都市計画部建築指導課	03-3812-7111(区代表)	建築規制・定期報告
	台東区都市づくり部建築課	03-5246-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	北区まちづくり部建築課	03-3908-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	荒川区防災都市づくり部建築指導課	03-3802-3111(区代表)	建築規制・定期報告
	品川区都市環境部建築課	03-3777-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	目黒区都市整備部建築課	03-3715-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	大田区まちづくり推進部建築審査課	03-5744-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	世田谷区都市整備政策部建築審査課	03-5432-1111(区代表)	建築規制
	世田谷区防災街づくり担当部建築安全課		定期報告
	渋谷区都市整備部建築課	03-3463-1211(区代表)	建築規制・定期報告
	中野区都市基盤部建築課	03-3389-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	杉並区都市整備部建築課	03-3312-2111(区代表)	建築規制・定期報告
	豊島区都市整備部建築課	03-3981-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	板橋区都市整備部建築指導課	03-3964-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	練馬区都市整備部建築課	03-3993-1111(区代表)	建築規制
	練馬区都市整備部建築審査課		定期報告
	墨田区都市計画部建築指導課	03-5608-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	江東区都市整備部建築課	03-3647-9111(区代表)	建築規制・定期報告
	足立区都市建設部建築審査課	03-3880-5111(区代表)	建築規制・定期報告
	葛飾区都市整備部建築課	03-3695-1111(区代表)	建築規制・定期報告
	江戸川区都市開発部建築指導課	03-3652-1151(区代表)	建築規制・定期報告

② 建物所在地が市町村にある場合

(注) 建築物の規模にかかわらず、所在地ごとに各窓口へお問い合わせください。

建設地	相談窓口	お問合せ先	担当業務
①昭島市、東大和市、武蔵村山市、国立市、狛江市、多摩市又は福城市	東京都多摩建築指導事務所 建築指導第一課	042-548-2058・2059	建築規制
②小金井市、東村山市、東久留米市又は清瀬市	東京都多摩建築指導事務所 建築指導第二課	042-464-0009・0010	建築規制
③青梅市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町、福生市、あきる野市、日の出町又は松原村	東京都多摩建築指導事務所 建築指導第三課	0428-23-3692・3735	建築規制
①～③の市町村	東京都多摩建築指導事務所管理課	042-548-2029	定期報告
八王子市	八王子市まちなみ整備部建築審査課	042-626-3111(市代表)	建築規制・定期報告
立川市	立川市まちづくり部建築指導課	042-523-2111(市代表)	建築規制・定期報告
武蔵野市	武蔵野市都市整備部建築指導課	0422-51-5131(市代表)	建築規制・定期報告
三鷹市	三鷹市都市整備部建築指導課	0422-45-1151(市代表)	建築規制・定期報告
府中市	府中市都市整備部建築指導課	042-364-4111(市代表)	建築規制・定期報告
調布市	調布市都市整備部建築指導課	0424-81-7111(市代表)	建築規制・定期報告
町田市	町田市都市づくり部建築開発審査課	042-722-3111(市代表)	建築規制・定期報告
小平市	小平市都市開発部建築指導課	042-341-1211(市代表)	建築規制・定期報告
日野市	日野市まちづくり部建築指導課	042-585-1111(市代表)	建築規制・定期報告
国分寺市	国分寺市まちづくり部建築指導課	042-325-0111(市代表)	建築規制・定期報告
西東京市	西東京市都市整備部建築指導課	042-464-1311(市代表)	建築規制・定期報告

(2)消防法令に関する問合せ

(消火器、自動火災報知設備、誘導灯など消防用設備等の基準や点検に関すること) それぞれの所轄の消防署にお問い合わせください。

(3)改修等に際して設計に関する相談

お知り合い等に建築士等の専門家がいらっしゃる方は、以下の建築設計関係団体にお問い合わせください。

名称	電話	ホームページ
一般社団法人 東京都建築士事務所協会	03-3203-2601	https://www.taaf.or.jp/index.html
一般社団法人 東京建築士会	03-3527-3100	https://tokyokenchikushikai.or.jp/index.html

本パンフレットの問合せ先

東京都都市整備局市街地建築部建築企画課
 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎3階南側
 電話 03-5388-3344 FAX 03-5388-1356
 令和3年4月発行(2/75)



届出の種類と時期

建物を使用する場合、法令基準等に適合しているか消防署が確認し、検査を行います。



保育所の開設



増築・改築・改装



民泊の営業



福祉施設の営業
福祉施設への用途変更



診療所の開設



消防署への届出が必要です。

これらのほかにも届け出が必要な場合があります。

詳しくは、お近くの消防署までお問合せください。

東京消防庁

東京消防 使用開始

検索



防火対象物工事等計画届出書

工事を始める7日前までに提出してください。
※居抜き入居の場合、提出の必要ありません。

防火対象物使用開始届出書

建物の使用を始める7日前までに提出して消防
検査を受けてください。
※居抜き入居の場合でも提出してください。

届出に必要な書類

建物の概要表、案内図、平面図、詳細
図、立面図、断面図、展開図、室内仕
上表、建具表

防火管理者選任届出書 消防計画作成届出書

建物の使用を始める前までに提出してください。
※建物の規模によっては、統括防火管理者選任届
出書、全体についての消防計画作成届出書が必
要になる場合もあります。

問合せ先

東京消防庁 消防署 で検索して建物の
住所を管轄する消防署にご連絡ください。